

子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正

改正の背景

- 子育て安心プランにより、待機児童を解消するために必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、平成32年度末までに待機児童を解消するとともに、平成34年度末までの5年間で25～44歳の女性の就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備することとされた。
- 新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)において、子育て安心プランを前倒しし、平成32年度末までに約32万人分の受け皿を整備することとされた。

改正の内容

(1) 子育て安心プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

- ① 子育て安心プランを踏まえ、量の見込み(必要利用定員総数)を定めるとともに、それぞれ必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
- ② 企業主導型保育について、地域枠を市町村の利用者支援の対象とする場合には、保育の確保の内容及びその実施時期を定めること。
- ③ 幼稚園において、預かり保育の充実(長時間化・通年化)により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもの保育の確保の内容及びその実施時期を定めること。
また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業(幼稚園型)による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容及びその実施時期を定めること。
このため、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検討すること。
- ④ 必要利用定員総数が、翌年度＞今年度の場合には、認可に係る需給調整において、翌年度の必要利用定員総数に基づき行うこと。

(2) 国家戦略特別区域法の改正を踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

- 国家戦略特別区域における小規模保育事業を2号認定子どもの保育の確保の内容及びその実施時期に含めること。